

グループホームこのゆびと一まれ茶屋
指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所運営規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

第3条（運営の方針）

- 1 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 本事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第4条（事業所の名称）

本事業所の名称は、グループホームこのゆびと一まれ茶屋とする。

第5条（職員の員数及び職務内容）

本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 1名（介護職員と兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 看護職員 1名（介護職員と兼務）

看護職員は、利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整、看取りに関する指針の整備を行います。また看護職員による24時間365日連絡がとれる体制を整え、入居者の病状の変化、緊急時に備えます。

- ④ 介護職員 5名以上（常勤）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第6条（利用定員）

利用定員は9名とする。

第7条（介護の内容）

指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

第8条（介護計画の作成）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

第9条（利用料等）

- 1 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービス内容が法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - ① 室料 50,000 円／月
 - ② 食材料費 45,000 円／月
 - ③ 水道光熱費 10,000 円／月
(但し、11月1日から3月31日まで冬季加算額 5,000 円／月)
 - ④ 衛生日用品費 10,000 円／月
 - ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実費
- 2 月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

第10条（入退居に当たっての留意事項）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援または要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の号を満たす者とする。
 - ① 小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

第11条（非常災害対策）

- 1 非常災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

第 12 条（衛生管理）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 13 条（虐待防止に関する事項）

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者の設置。
2. 事業者はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）における虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 14 条（身体拘束）

1. 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

第 15 条（秘密保持及び個人情報の保護）

- 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。退職後も同様である。

第 16 条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第 17 条（損害賠償）

- 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第 18 条（運営推進会議）

- 1 認知症対応型共同生活介護・介護予防サービスが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、地域住民の代表者、地域包括センターの職員等とする。
- 4 前号に掲げる者の他、事業者の代表者が必要と認める者とする。
- 5 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのか確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 6 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第 19 条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施す

るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 20 条（その他運営についての重要事項）

1. 事業所は、すべての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 初任研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上 虐待防止に関する研修 権利擁護に関する研修 認知症ケアに関する研修 介護予防に関する研修 等
 - (3) 管理者研修 年 1 回以上
2. 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
3. 事務所はこの事業を行うため、ケースの記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
4. この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする

附則 この規程は 2004 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は 2006 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2009 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2013 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 2015 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 2016 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は 2016 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 2017 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 2021 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 2024 年 4 月 1 日から施行する。